

平成14年9月10日  
中川英彦

## 企業法務と弁護士法72条

### 問題の所在

親会社の法務部門が、分社化などで独立したグループ内法人に対して、有償で法的サービスを提供することが、弁護士法72条に抵触するか。  
もし抵触するなら、審議会意見書に言うように、弁護士法72条の規制内容を  
どういう形で明確にすべきか。

### 分社化の流れと企業法務

- ・ 分社化の形態            機能分割      事業分割  
と目的                    完全子会社化      連結子会社化      統合分社化  
  
                                 経営の効率化      組織の合理化      競争力の強化  
                                 事業採算の明確化
- ・ 昨年四月、改正商法により、会社分割制度が導入された。  
野村證券の全部門子会社化、伊藤忠・丸紅の鉄鋼部門分割、みずほコーポレーションの設立など、昨年一年だけで、538社がこの制度を利用した。
- ・ 企業法務は自社内の法律業務を取り扱うことに留まっていたが、分社化によって独立した事業部門に対しても、親会社の子会社に対する企業統治の一環として、法的サービスを提供する必要性が生じる。独立会社とは言え、実態は身内であり、他人と言う意識は全くない。
- ・ スタッフ機能をグループ企業に提供する動きは古く、銀行の役割を持ったファイナンス会社や、人の採用・人事関連の事務等を集中的に行う人事サービス会社、経理事務を集中的に行う経理事務受託会社、物流を統括する物流会社などは、どの企業グループも相当前から持っている。法務サービスだけが、弁護士法との関係で行われていないのが実態。

## 考え方

親会社或いは親会社を中心となって形成した法務サービス会社などが、そのグループ会社に対して、自社と同様の法務サービスを提供することは、弁護士法72条に抵触しないと考えられる。

### ・根 拠

- 1 実態的に自社内のサービスと変わりがない。
- 2 弁護士法72条は、不特定多数のものに対する法的サービスを前提としているが、グループ会社に対するサービスは対象が限定されている。
- 3 判例の述べる立法趣旨にも反しない。

- ・ 唯一の問題は、グループ企業の範囲をどこまでと考えるか。  
「連結子会社」とするのが妥当ではないか。

### ・措 置

- 1 法解釈の確定（法務省解釈、日弁連決議など）
- 2 弁護士法72条の改正（総合規制改革会議 中間報告 平成14年7月23日参照）
- 3 その他

以 上

## 別 紙

### 審議会意見

「弁護士法72条については、少なくとも、規制対象となる範囲・態様に関する予想可能性を確保するため、隣接法律専門職種の業務内容や会社形態の多様化などの変化に対応する見地からの企業法務等との関係も含め、その規制内容を何らかの形で明確化すべきである。」

### 弁護士法72条

「弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。」

### 立法趣旨（判例）

「弁護士は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とし、ひろく法律事務を行うことをその職務とするものであつて、そのために弁護士法には厳格な資格要件が設けられ、かつ、その職務の誠実適正な遂行のため必要な規律に服すべきものとされるなど、諸般の措置が講ぜられているのであるが、世上には、このような資格もなく、なんらの規律にも服しない者が、みずからの利益のため、みだりに他人の法律事務に介入することを業とするような例もないではなく、これを放置するときは、当事者その他の関係人らの利益をそこね、法律生活の公正かつ円滑ないとなみを妨げ、ひいては法律秩序を害することになるので、同条は、かかる行為を禁圧するために設けられたものと考えられる」(最大判昭46・7・14刑集25巻5号690頁)

### 総合規制改革会議 中間取りまとめ（平成14年7月23日）

「弁護士法72条の見直し

- 3) 法廷外法律事務について、弁護士以外の専門家（隣接法律専門職に限定しない）が行えるようにすること

少なくとも、会社がグループ内の他の会社の法律事務を有償で受託できるようにすることを含めて消費者保護の必要性が薄い対事業所向けサービスについては直ちに業務独占範囲外とすること」

## グループ会社の定義（証券取引法、商法特例法）

### 子会社

- ・ 親会社が50%を超える株式を保有する子会社。
- ・ 親会社が40%以上50%以下の株式を保有し、役員派遣、資金提供などを通じて、実質的に経営を支配している会社。

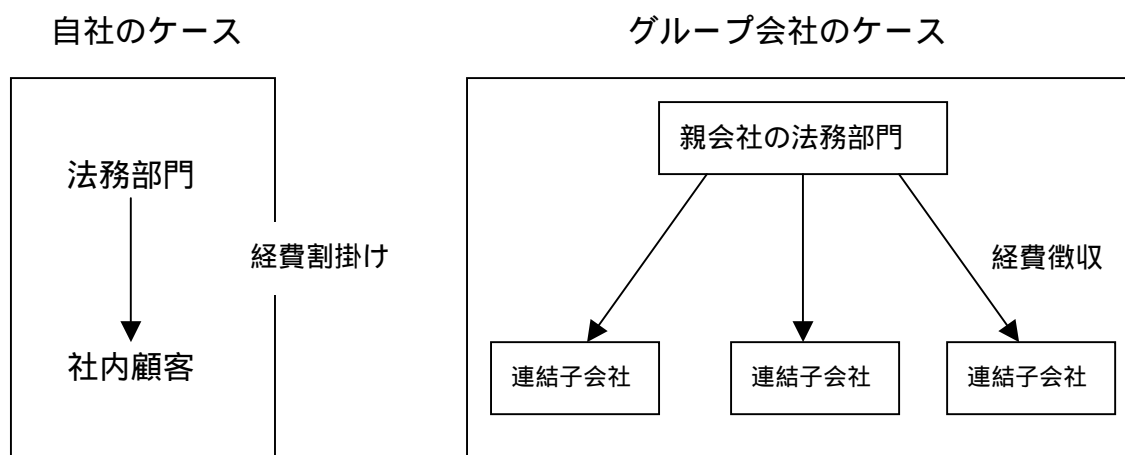
### 関連会社

- ・ 子会社以外の会社で、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務、営業又は事業の決定に対して重要な影響を与えられる会社。

証券取引法の適用を受ける会社（株式公開会社、50名以上の株主を有する会社）は、連結財務諸表（貸借対照表 損益計算書）を作成しなければならない。

平成17年3月期より、商法上の大会社（資本金5億円以上又は負債200億円以上の会社）は全て連結財務諸表を作成しなければならなくなる。

## 法務サービスと経費



\* 徴収された経費は、連結消去により親会社の利益とされない